

御覽
済

内閣法案帝國議會へ提出の
件

右謹て上奏し恭しく

聖裁を仰ぎ併せて樞密院の議に

付せられむことを請ふ。

昭和二十一年十一月一日

内閣總理大臣吉田 茂

内

閣

御覽
済

第一條 内閣は日本国憲法第七十三條その他日本国憲法に定められたる職権を行う。

第二條 内閣は、内閣総理大臣及び國務大臣十六人以内を以て、こ

れを組織する。
内閣は行政権の行使について責任を負う。

第三條 各大臣は、別に法律の定めるところにより、主任の大臣と

して、行政事務を分擔管理する。

前項の規定は、行政事務を分擔管理しない大臣の存することを

妨げるものではない。

第四條 内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとする。

閣議は、内閣総理大臣がこれを主宰する。

各大臣は、案件の如何を問はず、内閣総理大臣に提出して、閣

議を求めることができる。

第五條 内閣は、主任の大臣の間における権限についての疑義を裁

定する。

第六條 内閣総理大臣は、行政各部の處分又は命令を中止せしめ、

内閣総理大臣は、行政各部の處分又は命令を中止せしめ、

Handwritten notes in the left margin, including the characters '閣議' and '内閣'.

内閣の處置を待つことができる。

第九條 内閣總理大臣に事故のあるとき、又は内閣總理大臣が欠けたときは、その豫め指定する國務大臣が、臨時に、内閣總理大臣の職務を行ふ。

第十條 主任の國務大臣に事故のあるとき、又は主任の國務大臣が

第十條 政令には法律の委任がなければ義務を課し、又は權利を制限する規定を設けることができない。

國務大臣が、臨時に、

内閣官房は、閣議事項の整理その他内閣の庶務を掌る。

法制局は、法律案、政令案及び條約案の審議立案その他法制一般に關することを掌る。

前二項の外、内閣官房及び法制局は、政令の定めるところにより、内閣の事務を助ける。

内閣官房及び法制局の組織は、別に法律の定めるところによる。内閣官房及び法制局の外、内閣に別に法律の定めるところにより、事務を掌る内閣官房及び法制局を置く。

附則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

内閣官房及び法制局の組織は、別に法律の定めるところにより、内閣官房及び法制局の職務を掌る。

内閣の處置を待つことができる。

第九條 内閣總理大臣に事故のあるとき、又は内閣總理大臣が缺けたときは、その豫め指定する國務大臣が、臨時に、内閣總理大臣の職務を行行。

第十條 主任の國務大臣に事故のあるとき、又は主任の國務大臣が缺けたときは、内閣總理大臣又はその指定する國務大臣が、臨時に、その主任の國務大臣の職務を行行。

第十一條 内閣に、内閣官房及び法制局を置く。

内閣官房は、閣議事項の整理その他内閣の庶務を掌る。

法制局は、法律案、政令案及び條約案の審議立案その他法制一般に關することを掌る。

前二項の外、内閣官房及び法制局は、政令の定めるところにより、内閣の事務を助ける。

内閣官房及び法制局の組織は、別に法律の定めるところによる。内閣官房及び法制局の外、内閣に別に法律の定めるところにより、内閣官房及び法制局を置く内閣の事務を助けることができる。

附則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

目下樞密院に御諮詢中の、内閣法案帝國議會へ提出の件中別紙の
ように訂正いたしたいと存じます。

内閣

日本国憲法第七十三條の他日本國
憲法に定める職權を行う。

「總」を「總」に、「擔」を「担」に、「權」を「權」に、「行
ふ」を「行」に、「問はず」を「問わす」に、「處」を「處」
に、「缺」を「欠」に、「豫」を「予」に、「關」を「關」に
改める。

第一條中「内閣總理大臣」を「首長たる内閣總理大臣」
に改め、同條に左の一項を加え、同條を第二條とする。

内閣は、行政權の行使について、國會に対し連帶し
て責任を負う。

第一條 内閣は、日本國憲法第七十三條その他日本國
憲法に定める職權を行う。

第二條を第三條とし、第三條を第四條とし、第四
條中「内閣は」を削り、「疑義」の下に「は、内閣總理
大臣が閣議にかけて、これ」を加え、同條を第七條とする。

第五條から第七條までも各三條づつ繰り下げる。
第五條 内閣総理大臣は内閣を代表して内閣提出の法律案、予算その他の議案を国会に提出し、一般國務及び外交關係について国会に報告する。

第六條 内閣総理大臣は閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する。

第八條第三項中「法律案、政令案及び條約案の審議立案並びに條約案の審議」に改め、同條に左の一項を加え、同條を第十二條とする。

内閣官房及び法制局の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、必要と機關を置き、内閣の事務を助けしめることができる。

第十一條 政令には、法律の委任がなければ、義務を課

し、又は權利を制限する規定を設けることができない。

内閣法

第一條

内閣は、日本國憲法第七十三條その他日本國憲法に定める職權を行う。

第二條

内閣は、内閣總理大臣及び國務大臣十六人以内を以て、これを組織する。
首相たるは、總理大臣を指す。

第三條

内閣は、行政權の行使について、國會に対し連帶して責任を負ふ。
各大臣は、別に法律の定めるところにより、主任の大臣として、行政事務を分擔管理する。

前項の規定は、行政事務を分擔管理しない大臣の存することを妨げるものではない。

第四條

内閣がその職權を行ふのは、閣議によるものとする。
閣議は、内閣總理大臣がこれを主宰する。

各大臣は、案件の如何を問はず、内閣總理大臣に提出して、閣議を求めることが出来る。

第七條

内閣總理大臣の主任の大臣の間における權限については、疑義を裁定する。

第八條

内閣總理大臣は、行政各部の長官又は命令を中止せしめ、

第五條
第六條
第七條
第八條
第九條
第十條
第十一條
第十二條
第十三條
第十四條
第十五條
第十六條
第十七條
第十八條
第十九條
第二十條
第二十一條
第二十二條
第二十三條
第二十四條
第二十五條
第二十六條
第二十七條
第二十八條
第二十九條
第三十條
第三十一條
第三十二條
第三十三條
第三十四條
第三十五條
第三十六條
第三十七條
第三十八條
第三十九條
第四十條
第四十一條
第四十二條
第四十三條
第四十四條
第四十五條
第四十六條
第四十七條
第四十八條
第四十九條
第五十條
第五十一條
第五十二條
第五十三條
第五十四條
第五十五條
第五十六條
第五十七條
第五十八條
第五十九條
第六十條
第六十一條
第六十二條
第六十三條
第六十四條
第六十五條
第六十六條
第六十七條
第六十八條
第六十九條
第七十條
第七十一條
第七十二條
第七十三條
第七十四條
第七十五條
第七十六條
第七十七條
第七十八條
第七十九條
第八十條
第八十一條
第八十二條
第八十三條
第八十四條
第八十五條
第八十六條
第八十七條
第八十八條
第八十九條
第九十條
第九十一條
第九十二條
第九十三條
第九十四條
第九十五條
第九十六條
第九十七條
第九十八條
第九十九條
第一百條

大臣

存することを

るものとする。

閣議は、内閣総理大臣に提出して、閣

は内閣総理大臣が閣議を経てこれ

における権限についての疑義を載

行政各部の長分又は命令を中止せしめ、

第五條 内閣総理大臣は、内閣を代表して内閣提出の法律案を、算入その他、議案を国会に提出し、一般國務及び外交関係について国会に報告する。

第六條 内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政各部を指揮監督する。

内閣の事務を待つことができる。

第九條 内閣總理大臣に事故のあるとき、又は内閣總理大臣が欠けたときは、その事務の指定する國務大臣が、臨時に、内閣總理大臣の職務を行ふ。

第七條 主任の國務大臣に事故のあるとき、又は主任の國務大臣が欠けたときは、内閣總理大臣又はその指定する國務大臣が、臨時に、その主任の國務大臣の職務を行ふ。

第十二條 内閣に、内閣官房及び法制局を置く。

内閣官房は、閣議事項の整理その他内閣の庶務を掌る。

法制局は、法律案、政令案及び條約案の審議立案その他法制一般に關することを掌る。

前二項の外、内閣官房及び法制局は、政令の定めるところにより、内閣の事務を助ける。

内閣官房及び法制局の組織は、別に法律の定めるところによる。内閣官房及び法制局の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、必要な機關

を置き、内閣の事務を助けしめることができる。

附 則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

する。

あるとき、又は内閣総理大臣が欠
大臣が、臨時に、内閣総理大臣

、又は主任の國務大臣が
國務大臣が、臨時に、

他法制一

タイアライター用紙

第十二條 政令には法律の委任がなければ、義務を
課し、又は権利を制限する規定を設けることができない。